2026 年 4 月 1 日
東洋船舶株式会社 人事総務部

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
東洋船舶株式会社行動計画

女性が活躍でき、社員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　２０２６年４月１日～２０２８年３月３１日までの２年間

２．内容

目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を　70%以上にすること
女性社員・・・取得率を 100%にすること

＜対策＞

●２０２６年４月～　育児休業対象社員を把握した際に制度周知を実施
●２０２６年４月～　管理職層向けに男性部員の育児休業取得促進に関する周知・研修を実施
●２０２６年４月～　育児休業取得者の所属部員へインセンティブ支給を検討

目標２：多様な働き方による仕事と子育ての両立を推進する。

＜対策＞

●２０２６年４月～　フレックスタイム制度導入をはじめ、各種勤務制度につき、柔軟かつ効果的に活用拡大がなされるよう最適化を検討
●２０２６年４月～　キャリアを中断せざるを得なくなった社員への支援策を策定

目標３：管理職層・従業員双方の意識啓発

＜対策＞

●２０２６年４月～　育児休業取得者の不利益取り扱い禁止や、各種ハラスメント防止の為、各種研修等を通じて管理職層・従業員双方の意識啓発を図る
●２０２６年４月～　育児休業からの復職者を抱える管理職向け研修を実施

目標４：社員一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働時間を 10%削減

＜対策＞

●２０２６年４月～　年次有給休暇取得促進施策として有休取得奨励日を設定

●２０２６年４月～　ノー残業及び社員交流を目的とした社内イベント実施を検討

以上